

行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31 年 3 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間 1 か月

2. 内容

目標 1：平成 31 年 6 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

< 対策 >

平成 31 年 3 月～ 所定外労働の現状を把握

平成 31 年 4 月～ 社内検討委員会での検討開始

平成 31 年 5 月～ ノー残業デーの実施

現場代理人（月 1 回）及び朝礼による社員への周知

目標 2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 6 日以上とする。

< 対策 >

平成 31 年 3 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

平成 31 年 3 月～ 社内検討委員会での検討開始

平成 31 年 4 月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始